

令和元年度（2019年度）実地検査結果（主な口頭指導）

事業種別	指導内容分類		指導内容
訪問介護	運営に関する事	内容及び手続の同意及び説明	・重要事項説明書の必要事項（第三者評価の実施状況、利用料金（3割負担）、事故発生時の対応（記録）、苦情処理の体制等）が記載されていない。 ・重要事項と運営規程の内容に相違あり。（交通費、キャンセル料等）
		運営規程	利用料金（3割負担）の記載なし。キャンセル料の規定なし。
（介護予防）訪問看護	運営に関する事	内容及び手続の同意及び説明	・重要事項説明書の必要事項（第三者評価の実施状況、利用料金（3割負担）、事故発生時の対応（記録）、苦情処理の体制等）が記載されていない。 ・重要事項と運営規程の内容に相違あり。（交通費、キャンセル料等）
		利用料金等の受領	領収書に「（領収額の）うち医療費控除の対象となる金額」の記載なし。
		運営規程	キャンセル料、ご遺体のケア料、交通費等の規定なし。
（介護予防）訪問リハビリテーション	運営に関する事	内容及び手続の同意及び説明	重要事項説明書の必要事項（第三者評価の実施状況、事故発生時の対応（記録）、苦情処理の体制等）が記載されていない。
		利用料金等の受領	領収書に「（領収額の）うち医療費控除の対象となる金額」の記載なし。
（介護予防）通所介護	運営に関する事	内容及び手続の同意及び説明	重要事項説明書の必要事項（第三者評価の実施状況、営業日、サービス提供時間等）が記載されていない。
（介護予防）短期入所生活介護	運営に関する事	内容及び手続の同意及び説明	重要事項説明書の必要事項（第三者評価の実施状況、事故発生時の対応（記録、賠償）、送迎対象地域等）が記載されていない。
（介護予防）短期入所療養介護	運営に関する事	運営規程	緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きを定めてください。
特定（介護予防）福祉用具販売	運営に関する事	内容及び手続の同意及び説明	重要事項説明書の必要事項（第三者評価の実施状況、事故発生時の対応、苦情処理の体制等）が記載されていない。
（介護予防）福祉用具貸与	運営に関する事	内容及び手続の同意及び説明	重要事項説明書の必要事項（第三者評価の実施状況、事故発生時の対応、苦情処理の体制等）が記載されていない。
居宅介護支援	運営に関する事	内容及び手続の同意及び説明	・重要事項説明書の必要事項（秘密の保持、事故発生時の対応（記録、賠償）、苦情処理の体制等）が記載されていない。 ・重要事項と運営規程の内容に相違あり。（交通費）
		秘密保持等	利用者に関する情報を提供する際に、あらかじめ文書により、利用者家族代表の同意を得ていない。
地域密着型通所介護	運営に関する事	内容及び手続の同意及び説明	重要事項説明書の必要事項（第三者評価の実施状況、事故発生時の対応（記録、賠償）、苦情処理の体制等）が記載されていない。
		勤務体制の確保等	兼務している職員の兼務時間、兼務関係を明確でない。
介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム	運営に関する事	内容及び手続の同意及び説明	重要事項説明書の必要事項（第三者評価の実施状況、事故発生時の対応（記録、賠償）、苦情処理の体制等）が記載されていない。
		利用者サービス	身体的拘束等の適正化を図る措置
	食事		食事提供前に検食を済ますこと。
	感染症及び食中毒の予防		感染症及び食中毒の予防に係る新規採用時の研修を実施し、記録を残すこと。
介護老人保健施設	運営に関する事	内容及び手続の同意及び説明	重要事項説明書の必要事項（事故発生時の対応（記録、賠償）、苦情処理の体制等）が記載されていない。
		運営規程	緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きを定めてください。
養護老人ホーム	利用者サービス	身体的拘束等の適正化を図る措置	身体的拘束等の適正化のための指針に記載すべき事項（職員研修に関する基本方針、入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針等）に漏れがある。
有料老人ホーム	サービス	身体的拘束等の適正化を図る措置	・身体的拘束等の適正化対策検討委員会を3月に1回以上開催し、その結果を介護職員等に周知徹底すること。 ・身体的拘束等の適正化のための指針に記載すべき事項（職員研修に関する基本方針、入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針等）に漏れがある。

事業種別及び指導内容については、指導の多かったもののみ載せています。